

## 留意事項

### 緑化計画書に関する留意事項

三郷市みどり公園課

三郷市みどりの条例、同施行規則に記載されていない事項や質問の多い事項を以下に示したので、緑化計画書の作成の際には注意して下さい。

#### 1. 緑化計画書の提出について

- ・書類は、2部提出して下さい。確認後、支障がなければ1部副本として返却します。
- ・書類に不備がある場合、受付せずに返却することがあります。
- ・受付後、不備が見つかったときには、訂正の連絡をすることがあります。
- ・屋上緑地には、植栽状況が分かる断面図を添付して下さい。
- ・壁面緑地には、はん登状況が分かる建物側面図を添付して下さい。
- ・植栽地求積図は三斜法で作図し、植栽地廻りの寸法も記入して下さい。

#### 2. 植栽地及び緑地（以下「植栽地等」という）の面積のとり方について

- ・隣地(官民、民民とも)との境界にある縁石等は、面積に算入することはできません。
- ・敷地内の植栽地等を囲うための縁石等は、緑地面積に算入することができます。
- ・植栽地等の幅員は50cm以上として下さい。但し、縁石等で囲う場合は、縁石の内側寸法を30cm以上として下さい。尚、高木は内側寸法が50cm以上の所に植えて下さい。
- ・屋上緑地は、緑化基盤（人工土壌等）の面積が緑地面積となります。

#### 3. 植栽地等について

- ・平面緑地は、地上部が越年する多年生植物で緑化して下さい。
- ・平面緑地は、駐車場・駐輪場及び雨水貯留施設と併用できます。また、植栽地は、雨水貯留施設と兼用できます。
- ・平面緑地を駐車場、駐輪場に設ける場合は、植物保護のため養生設備（穴あきブロック等）を設置して下さい。
- ・植栽地は、駐車場と兼用はできません。よって、車両等の侵入防止のための設備を設置していただくことがあります。

- ・屋上緑地は、適切な緑化基盤（人工土壌等）、給排水方法を採用して下さい。
- ・壁面緑地は、地上部が越年する多年生のつる性植物を採用して下さい。
- ・壁面緑地には、採用した植物に応じ、適切な支持基材（ネット等）を設置して下さい。
- ・屋上から壁面を下垂、または、プランターから壁面をはん登させ壁面緑地とする場合は、適切な緑化基盤、給排水方法を採用して下さい。

#### 4. 樹木等の取り扱いについて

- ・植栽地の樹木の本数は、「植栽地」の実面積に対して10㎡当たり高木1本以上、及び1㎡当たり低木1本以上植栽して下さい。
- ・高木、低木の区分は、文献により統一されていませんが、(財)日本緑化センター出版の「公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)の解説」に記載されている区分けを基準とします(別紙参照)。なお、「主な用途に応じた樹木」も参考として下さい。
- ・コニファー類で高木の条件を満たすものについては、高木としてみるができます。
- ・「植栽地」においては、つる性植物やGCP(Ground Cover Plants, 地被植物)等は低木として見ることはできません。よって、GCPだけでは「植栽地」として見ることはできません。
- ・壁面緑化用植物としては、「ヘデラ(アイビー)」「キツタ」「ジャスミン」「ムベ」「スイカズラ」「ナツツタ」等があります。周辺の景観や植栽環境等、状況に合わせたつる性植物を選定して下さい。

#### 5. 貯留施設について

- ・植栽地、平面緑地を貯留施設と兼用する場合は、耐湿性のある樹木等を選定するようにして下さい。
- ・貯留施設として兼用する際には、貯留状況の分かる平面図、断面図を添付して下さい。(雨水流出抑制対策基準【モデルプラン】参照)
- ・植栽地のみに貯留する場合、他で受けた雨水を直接流入させることはできません。